



定期第621号 令和5年8月25日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
390	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
391	同	同
392	令和5年度狩猟免許試験を実施する件	鳥獣対策・ふるさと創造課
393	地籍調査の成果を認証した件	農山漁村振興課
394	保安林の指定を解除する件	森林整備課
395	解除予定保安林に関する通知を受けた件	同
396	第52回採石業務管理者試験を実施する件	河川整備課

【病院局管理規程】

番号	表題	担当課名
12	徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程	

【人事委員会告示】

番号	表題	担当課名
6	徳島県警察官採用候補者名簿の確定	
7	採用候補者名簿の失効	

徳島県告示第三百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月二十五日から同年十二月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和五年八月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一木一四八番地の一	森 信

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ鳴門店・ドラッグストアモリ鳴門店
所在地 鳴門市大津町吉永四三六番二ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前 ハローズ鳴門店
変更後 ハローズ鳴門店

ハローズ鳴門店・ドラッグストアモリ鳴門店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一木一四八番地の一	森 信

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行
株式会社大創産業	同 東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二

株式会社ないすりフォーム 徳島市北沖洲二丁目九番一八号 湯浅 真一郎

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行
株式会社大創産業	同 東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
株式会社ないすりフォーム	徳島市北沖洲二丁目九番一八号	湯浅 真一郎
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一木一四八番地の一	森 信

4 変更年月日

令和五年七月二十六日

二 届出年月日

令和五年七月二十七日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課
- 縦覧の期間 令和五年八月二十五日から同年十二月二十五日まで
- 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第三百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月二十五日から同年十二月二十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和五年八月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号	佐藤 利行
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一木一四八番地の一	森 信

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ鳴門店・ドラッグストアモリ鳴門店
所在地 鳴門市大津町吉永四三六番二ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 四、一八五平方メートル
変更後 四、五一三平方メートル

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 (1) 位置 縦覧に供する添付書類に示すとおり
(2) 収容台数 一一一台
変更後 (1) 位置 縦覧に供する添付書類に示すとおり
(2) 収容台数 一一一台

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前	変更後
小売業者名 株式会社ドラッグストアモリ	小売業者名 株式会社ドラッグストアモリ
開店時刻 午前九時	開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後十二時	閉店時刻 午後十二時
小売業者名	小売業者名
開店時刻	開店時刻
閉店時刻	閉店時刻

4 変更年月日

令和六年三月二十八日

二 届出年月日

令和五年七月二十七日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課

2 縦覧の期間 令和五年八月二十五日から同年十二月二十五日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第三百九十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により、令和五年徳島県告示第百六十二号（令和五年度狩猟免許試験を実施する件）で公示したもののほか、令和五年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和五年八月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

令和五年八月二十九日（火曜日）午前十時から

二 試験の場所

徳島市南庄町五丁目一 九

徳島県木材利用創造センター

三 狩猟免許申請書の提出期間

令和五年八月一日（火曜日）から同月二十八日（月曜日）まで

四 狩猟免許申請書の提出先

徳島市万代町一丁目一

徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課

徳島県告示第三百九十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、勝浦町長及び美波町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和五年八月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 勝浦町に係る地籍調査

1 調査を行った者の名称

勝浦町

2 調査を行った時期

令和元年度及び令和二年度

3 成果の名称

勝浦町大字生名の一部（字打鉦、字石垣、字山ノ神、字東、字山下）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

勝浦郡勝浦町大字生名の一部（生名二地区）

5 認証年月日

令和五年八月十六日

二 美波町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

美波町

(二) 調査を行った時期

平成二十八年度から令和元年度まで

(三) 成果の名称

海部郡美波町恵比須浜・田井一（恵比須浜の都市部）の地籍図及び地籍簿
調査を行った地域

海部郡美波町恵比須浜の一部（恵比須浜・田井一地区）

(五) 認証年月日

令和五年八月十六日

2 (一) 調査を行った者の名称

美波町

(二) 調査を行った時期

平成二十八年度から令和元年度まで

(三) 成果の名称

海部郡美波町恵比須浜・田井二（恵比須浜及び恵比須浜字田井の山林部）の地籍
図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

海部郡美波町恵比須浜の一部（恵比須浜・田井二地区）

(五) 認証年月日

令和五年八月十六日

3
(一) 調査を行った者の名称

美波町

(二) 調査を行った時期

平成三十年度から令和二年度まで

(三) 成果の名称

海部郡美波町奥河内三（奥河内字井ノ上の都市部）【都市部官民境界基本調査実施
【奥河内四（奥河内字井ノ上の都市部）奥河内五（奥河内字井ノ上の山林部）の
地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

海部郡美波町奥河内の一部（奥河内三地区、奥河内四地区及び奥河内五地区）

(五) 認証年月日

令和五年八月十六日

徳島県告示第三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和五年八月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
美馬郡つるぎ町半田字松生三五二の五
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

徳島県告示第三百九十五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和五年八月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 解除に係る保安林の所在場所

三好市池田町馬路城尾七〇の二・七〇の三・七三の三・七三の四（以上四筆国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

徳島県告示第三百九十六号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づき、第五十二回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和五年八月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

令和五年十月十三日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験の場所

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁八階八〇四会議室

三 受験願書の受付期間

令和五年九月十四日（木曜日）から同月二十九日（金曜日）まで（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項第一号及び第二号に掲げる日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月二十九日までの消印があれば受け付ける。

四 受験願書の用紙の請求先

徳島県県土整備部河川整備課、徳島県東部県土整備局及び徳島県総合県民局県土整備部

五 受験願書の提出先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県県土整備部河川整備課

六 受験手続

受験願書（採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）様式第九によるもの）に写真（受験願書提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して提出すること。

七 受験手数料

八千円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

八 その他

この試験についての問合せは、徳島県県土整備部河川整備課（電話 八八 六二二 二五七一）へすること。

徳島県病院局管理規程第十二号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年八月二十五日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「管理者が定めるものに限る」を「附則第八項に規定する新型コロナウイルス感染症を除き、管理者が定めるものに限る」に改める。

附則に次の三項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫等作業手当の特例）

8 職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であつて次に掲げるものに従事したときは、感染症防疫等作業手当を支給する。この場合においては、第七条及び第十五条第一項の規定は、適用しない。

一 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されている区域又はこれに準ずる区域における新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う診療、看護等若しくは入院のための移送の業務のうち、これらの者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務

二 前号に掲げる業務に相当すると管理者が認める業務

9 前項の規定により支給する感染症防疫等作業手当の額は、業務に従事した日一日につき二千円とする。

10 前二項の規定は、令和五年六月一日から令和五年九月三十日までの間に従事した業務に適用するものとする。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 改正後の附則第八項から第十項までの規定（以下「改正後の規定」という。）は、令和五年六月一日から適用する。

3 前項の場合において、改正後の附則第八項に規定する業務に該当する業務に従事したときに改正前の徳島県病院局職員給与規程の規定（以下「改正前の規定」という。）に基づいて支給された感染症防疫等作業手当の額が、改正後の規定に基づいて支給される感染症防疫等作業手当の額を下回る場合には、改正前の規定に基づいて支給された感染症防疫等作業手当は、改正後の規定による感染症防疫等作業手当の内払とみなす。

徳島県人事委員会告示第七号

職員に任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第四十六条第一項第二号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和五年八月十七日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和五年八月二十五日

徳島県人事委員会委員長 井内 秀典

採用候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県警察官採用候補者名簿	令和四年八月十八日